

（コラム）経済安全保障推進法の成立と今後の課題

激化する米中間の対立などを背景に、2022年5月11日、参議院本会議において経済安全保障推進法¹が自由民主・公明両党と立憲民主党、日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で可決、成立した。本法案は、安全保障の確保に関する経済施策として、重要物資の供給網強化のほか、基幹インフラの事前審査、先端技術の官民協力、特許の非公開の4分野が柱となっている。本稿においては、経済安全保障推進法制定の背景・経緯と制度の内容を概観した後、今後の課題について言及する。

2020年頃から日本でも経済安全保障への高まりを見せたが、その背景には米中技術覇権競争、新型コロナウイルス感染拡大によるマスクなど医療関連物資の不足、半導体不足問題、ロシアによるウクライナ侵攻といった要因がある²。安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大し、国家間の競争が激化する中で、各国は安全保障分野においても経済的手段を用いた国益追求を志向するようになった。こうした状況の中、2020年4月、政府は「経済分野における国家安全保障上の課題について、俯瞰的・戦略的な政策の企画立案・総合調整を迅速かつ適切に行う³」ため、国家安全保障局に経済班を設置した。2021年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2021⁴」においては、経済安全保障に係る戦略的な方向性として、基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同志国との協力の拡大・深化を図りつつ、我が国の自律性の確保・優位性の獲得を実現することとされ、重要技術を特定し、保全・育成する取組を強化するとともに、基幹的な産業を強靱化するため、今後、その具体化と施策の実施を進めるとの方針を決定した。これを受け、同年10月、政府は経済安全保障担当大臣を設置するとともに⁵、総理による所信表明演説において⁶、我が国の経済安全保障を推進するための法案の策定を表明した。同年11月、政府は、第1回経済安全保障推進会議を開催し⁷、総理から経済安全保障法制準備室の設置と有識者会議を立ち上げ、専門的な見地から検討を進めるよう指示があった。総理指示を受け、経済安全保障担当大臣の下、同年同月、「経済安全保障法制に関する有識者会議」が設置され⁸、2022

¹ 「経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」

² 村山裕三「経済安全保障推進法の意義と課題」『経済・安全保障リンケージ研究会 研究レポート』FY2022-1号、2022年5月13日、1～2頁。

³ 「第201回国会参議院予算委員会会議録」第18号、2020年4月30日、21頁。

⁴ 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2021」2021年6月18日。

⁵ 首相官邸「岸田内閣閣僚名簿」2022年10月4日、https://www.kantei.go.jp/jp/100_kishida/meibo/index.html、2022年9月21日アクセス。

⁶ 首相官邸「第二百五回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説」2021年10月8日。

⁷ 内閣官房「経済安全保障推進会議の開催について」2021年11月19日。

⁸ 内閣官房「経済安全保障法制に関する有識者会議の開催について」2021年11月26日。

年 2 月、当該法案が閣議決定された⁹。

本法案は、「安全保障の確保に関する経済施策」を束ねた法案であり、具体的には以下の大きく 4 つの制度を創設するものである（表 1）。

表 1 経済安全保障推進法の 4 つの制度

分 類	概 要
①重要物資の安定的な供給の確保	国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保のため、特定重要物資の指定、民間事業者による供給確保計画の認定・財政支援、政府による備蓄等の特別対策を講じるもの。
②基幹インフラ役割の安定的な提供の確保	基幹インフラ（電気・ガス・水道等 14 業種）の重要設備が外国から行われる妨害行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を講じるもの。
③先端的な重要技術の開発支援	先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を講じるもの。
④特許出願の非公開	安全保障上機微な発明の公開や流出を防止するとともに、発明者が特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を講じるもの。

出典：内閣官房「経済安全保障推進法案の概要¹⁰」により筆者作成

経済安全保障推進法の施行は、公布から 9 か月以内（2023 年 2 月まで）に政令で指定される日とされている。制度の要点などを盛り込んだ基本方針は 6 か月以内（2022 年 11 月まで）に施行し、基本指針はそれぞれの制度ごとに段階的に施行することとされていたが、重要物資と重要技術に関する基本指針は 8 月 1 日に先行して施行され¹¹、基本方針は 9 月下旬に閣議決定される見込みである¹²。

本法律の成立は、大きく 4 つの分野で新たな制度を創設し、安全保障を高めようとするものだが、本法律が経済安全保障の全てをカバーしているわけではなく、我が国の経済安全保障政策の完了ではなく始まりである¹³。小林経済安全保障担当大臣（当時）は会見で、「我が国の経済安全保障の確保に向けた重要な一歩となった¹⁴」と述べている。しかし、経済安全保障推進法案の 4 つの制度が

⁹ 内閣官房「経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」2022 年 2 月 25 日。

¹⁰ 内閣官房「経済安全保障推進法案の概要」2021 年 2 月 25 日。

¹¹ 内閣府「小林内閣府特命担当大臣記者会見要旨」2022 年 7 月 26 日。

¹² 内閣官房「経済安全保障法制に関する有識者会議（第 1 回）」2022 年 7 月 25 日。

¹³ 川口貴久「経済安全保障推進法案の概要と今後の争点」『リスクマネジメント最前線』No.8、2022 年 5 月 13 日、9 頁。

¹⁴ 内閣府「小林内閣府特命担当大臣記者会見要旨」2022 年 5 月 13 日。

日本の経済安全保障政策のすべてであるような論調が、メディアや国会論議でもみられた¹⁵。

これまで、経済安全保障推進法以外で既に法改正等が講じられた分野としては、みなし輸出管理の明確化¹⁶、研究インテグリティ（研究倫理）の確保に係る対応¹⁷、対内直接投資規制の強化¹⁸、重要土地等調査法の整備¹⁹があげられる。

また、2022年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」²⁰においては、①外為法上の投資審査について指定業種の在り方を検討、②先端技術の有する民主主義国家による新たな輸出管理の枠組みの検討、③次世代に不可欠な技術を有する民間企業への資本強化の支援の検討が盛り込まれた。これらは、電子部品、半導体材料、半導体製造装置など先端技術の入手で標的となる日本の産業にとって不可欠な分野が狙われていても、守れていない現状を改善しようとするものである²¹。

さらに、今後重要性が高まるテーマとしては、データ、人権、機密情報を取扱うセキュリティ・クリアランスなどがあげられる²²。データは、外国政府による強制力をもった民間企業データへのアクセスいわゆる「ガバメントアクセス」に伴うリスクが懸念されている²³。人権は、事実上、国家の外交政策ツールと化している面が否定できず、欧州連合（EU）ではEU企業持続可能性デューデリジェンス指令案を公表するなど各国で人権に起因する制裁ツールが整備されている²⁴。セキュリティ・クリアランスは経済安全保障推進法案の審議過程で、与党や経済団体から、その必要性が指摘されてきた²⁵。

¹⁵ 村山「経済安全保障推進法の意義と課題」、2頁。

¹⁶ 機微技術の国内提供は、従来は本邦内の事務所に勤務する外国人も「居住者」とされ、みなし輸出管理の対象外だったが、「居住者」が「非居住者」の強い影響下にある場合は、みなし輸出管理の対象であることを明確にした。経済産業省「「みなし輸出」管理」、

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>、2022年9月21日アクセス。

¹⁷ 研究員が政府に研究費を応募する際に、外国関係を含めた支援や兼業等の情報の提出を求めるもの。内閣府「研究インテグリティの確保に係る対応方針（概要）」、

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>、2022年9月21日アクセス。

¹⁸ 2019年の外為法改正で、上場株式取得の事前届出対象の閾値を10%から1%に引き下げた。財務省「最近の外為法改正」、

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/index.html、2021年10月21日アクセス。

¹⁹ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等の措置を講じるもの。内閣府「重要土地等調査法の概要」、<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>、2021年6月17日アクセス。

²⁰ 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2022」2022年6月7日。

²¹ 細川昌彦「複合機、医療機器…中国「国産化」で日本企業に深刻な技術流出リスク」『日経ビジネス電子版』2022年7月26日、<https://business.nikkei.com/atcl/seminar/19/00133/00082/>、2022年7月26日アクセス。

²² 川口「経済安全保障推進法案の概要と今後の争点」、9頁。

²³ 経済産業省「データの越境移転に関する研究会報告書」2022年2月28日、3～4頁。

²⁴ 経済産業省「企業のサプライチェーンと人権を巡る国際動向」2022年3月9日、12～17頁。

²⁵ ロイター「機密資格見送り、経済安保法の成立優先 参院選後の焦点に」2022年5月11日。

以上のように、我が国の経済安全保障に伴う政策は近年増加しており、国際情勢を考慮すれば今後も増えていくと思われる²⁶。

日米両政府は、7月29日、米国ワシントンで日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の初会合を開催した。萩生田経産相は会合後の会見で、次世代半導体の共同開発や研究開発拠点の新設を表明した²⁷。東京大学佐橋亮准教授は、日米同盟が「伝統的安全保障」と「経済安全保障」の2本柱になったと指摘している²⁸。

また、2022年末までに、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の「3文書」の見直しが予定されているが、岸田総理は国家安全保障戦略に「経済安全保障」を盛り込むと明言した²⁹。

そして、今回の経済安全保障推進法に合わせて国家安全保障会議設置法が改正され³⁰、従来の外交政策、防衛政策に加えて、経済政策が入れられた。すなわち今回の経済安全保障推進法の成立は、国家安全保障戦略に経済安全保障を組み込むための道筋をつけたものといえる³¹。これまで経済分野は市場原理や経済合理性が重視されてきたが、これからは経済分野も安全保障の視点が求められることになるだろう。

（幹部学校運用研究部ロジスティクス研究室 大川 幸雄）

（本コラムに示された見解は、幹部学校における研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省、海上自衛隊の見解を表すものではありません。）

²⁶ 浅井敏雄「経済安全保障推進法の概要と企業への影響」『外交』第74号、2022年7月31日、124頁。

²⁷ 経済産業省「萩生田経済産業大臣が日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）に出席し、共同声明を发出了しました」2022年7月30日、

<https://www.meti.go.jp/press/2022/07202207300005/202207300005.html>、2022年9月20日アクセス。

²⁸ 森永輔「伝統的安全保障にとどまらない「日米同盟 3.0」がスタート」『日経ビジネス電子版』2022年8月4日、<https://business.nikkei.com/gen/19/00179/080300124/>、2022年8月4日アクセス。

²⁹ 首相官邸「防衛・経済安全保障シンポジウム」2021年12月3日、

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202112/03boueikeizai.html、2022年9月20日アクセス。

³⁰ 経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案 附則第10条

³¹ 村山「経済安全保障推進法の意義と課題」、2頁。